

平成 23 年 1 月
関西広域連合議会臨時会会議録

平成23年1月関西広域連合議会臨時会会議録 目次

平成23年1月15日

1	議 事 日 程	1
2	本日の会議に付した事件	1
3	出 席 議 員	1
4	欠 席 議 員	2
5	欠 員	2
6	事務局出席職員職氏名	2
7	説明のため出席した者の職氏名	2
8	臨時議長紹介	2
9	臨時議長あいさつ	2
10	開 会 宣 告	2
11	開 議 宣 告	2
12	仮 議 席 指 定	3
13	諸 般 の 報 告	3
	(1) 説明のため今期臨時会に出席を求めた者の職氏名について	3
14	議 長 選 挙	4
15	議長就任あいさつ	5
16	副 議 長 選 挙	5
17	副議長就任あいさつ	6
18	議 席 指 定	6
19	会議録署名議員の指名	6
20	会 期 決 定	6
21	議案（議第1号議案から議第2号議案まで）一括上程	6
22	議事順序省略議決	6
23	表 決	7
24	議案（第1号議案から第25号議案まで）一括上程	7
25	連合長提案説明	7
26	表 決	10
27	議案（第26号議案）上程	10
28	議事順序省略議決	10
29	表 決	11
30	選挙管理委員及び補充員の選挙	11
31	意見書案（第1号）上程	11
32	議事順序省略議決	13
33	表 決	13
34	閉 会 宣 告	14

○議事日程

平成23年 1 月15日

午後 3 時開会

- 第 1 仮議席指定の件
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 議長選挙の件
 - 第 4 副議長選挙の件
 - 第 5 議席指定の件
 - 第 6 会議録署名議員の指名
 - 第 7 会期決定の件
 - 第 8 議第 1 号議案から議第 2 号議案まで
 - 第 9 第 1 号議案から第25号議案まで
 - 第10 第26号議案（監査委員の選任）
 - 第11 選挙管理委員及び補充員の選挙の件
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席指定
 - 日程第 2 諸般の報告
 - 日程第 3 議長選挙
 - 日程第 4 副議長選挙
 - 日程第 5 議席指定
 - 日程第 6 会議録署名議員の指名
 - 日程第 7 会期決定
 - 日程第 8 議第 1 号議案から議第 2 号議案まで
 - 日程第 9 第 1 号議案から第25号議案まで
 - 日程第10 第26号議案（監査委員の選任）
 - 日程第11 選挙管理委員及び補充員の選挙
-

出席議員 (20名)

1 番	出 原	逸 三	11 番	松 本	よしひろ
2 番	吉 田	清 一	12 番	宮 本	博 美
3 番	山 口	勝	13 番	山 口	信 行
4 番	中小路	健 吾	14 番	武 田	丈 蔵
5 番	村 田	正 治	15 番	吉 井	和 視
6 番	井 上	哲 也	16 番	尾 崎	要 二
7 番	堀 田	文 一	17 番	松 田	一 三
8 番	西 村	晴 天	18 番	山 根	英 明
9 番	吉 田	利 幸	19 番	木 下	功
10 番	土 師	幸 平	20 番	竹 内	資 浩

欠 席 議 員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 栃 尾 隆 課長 湯 瀬 敏 之

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長・委員（広域防災担当）	井 戸 敏 三
副広域連合長・委員（広域職員研修担当）	仁 坂 吉 伸
委員（広域観光・文化振興担当）	山 田 啓 二
委員（広域産業振興担当、資格試験・免許等担当）	橋 下 徹
委員（広域医療担当）	飯 泉 嘉 門
委員（広域環境保全担当）	嘉 田 由 紀 子
委員（山陰海岸ジオパーク推進担当）	平 井 伸 治
本部事務局長	高 井 芳 朗
広域防災局長	木 村 光 利
広域観光・文化振興局長	松 村 明 子
広域産業振興局長	金 田 透
広域医療局長	細 井 久 雄
広域環境保全局長	上 山 哲 夫
広域職員研修局長	宮 地 俊 明

午後 3 時 0 分開議

○事務局長（栃尾 隆） 本日招集されました関西広域連合議会平成23年 1 月臨時会は、初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が議長の職務を行うこととされております。

出席議員中、年長議員は土師幸平議員でありますので、ご紹介申し上げます。

○臨時議長（土師幸平） 遅ればせでございますが、明けましておめでとうでございます。只今ご紹介をいただきました土師幸平でございます。本日、招集されました 1 月臨時会に当たり、不肖私、地方自治法第107条の規定により、僭越ながら年長の故を持ちまして、臨時議長の職務を行います。不慣れではございますが、何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

これより平成23年 1 月関西広域連合臨時議会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
お諮りいたします。

議事の進行につきましては、会議規則がまだ制定されておられませんので、今期臨時会に提出されております関西広域連合議会会議規則（案）に準じて進めてまいりたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（土師幸平） ご異議なしと認めます。

これより日程に入ります。

日程第 1

仮議席の指定の件

- 臨時議長（土師幸平） 日程第 1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。
-

日程第 2

諸般の報告

- 臨時議長（土師幸平） 次に、日程第 2、諸般の報告を行います。
出席理事者をご紹介します。
広域連合長・広域防災担当委員、井戸敏三君です。
○広域連合長（井戸敏三） 仮議長からご紹介いただきました兵庫県知事の井戸でございます。広域連合長も任じさせていただいております。併せまして防災担当の委員でもございます。今後ともどうぞよろしくご指導をお願いしたいと存じます。
○臨時議長（土師幸平） 副広域連合長・広域職員研修担当委員、仁坂吉伸君です。
○副広域連合長（仁坂吉伸） ご紹介いただきました和歌山県知事の仁坂でございます。副広域連合長として、井戸連合長を助けまして、広域連合の円滑な運営に努めてまいりたいと思っております。

また、広域職員研修担当委員といたしまして、広域的な視点で関西全体のことを考えていけるような、そういう人材を育てていきたいと、そう考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 臨時議長（土師幸平） 広域観光・文化振興担当委員、国出先機関対策委員会副委員長、山田啓二君です。
○京都府知事（山田啓二） 京都府知事の山田でございます。今、お話がありましたように、広域の観光と文化を担当させていただきます。この関西広域連合は、関西全体の行政を効果的に行うとともに、関西の再生浮揚になるという意味があると思っておりますが、やはり関西の強みであります文化、そして歴史的な資産、これはこれから関西の浮揚を果たす上で大変大きな強みになると思っております。その分野を担当させていただくことを非常に光栄に思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

また、出先機関問題も地域主権、地方分権のためにも欠かせない分野でありますので、橋下委員長をしっかりと支援してまいりたいというふうに思っております。以上であります。ありがとうございます。

- 臨時議長（土師幸平） 広域産業振興担当委員、資格試験・免許等担当委員、国出先機関対策委員会委員長、橋下徹君です。
○大阪府知事（橋下 徹） 大阪府知事の橋下徹です。和を乱すことなく、大阪府議会で鍛えられています熟議の姿勢で臨んでいきたいと思っております。よろしくお願いたします。
○臨時議長（土師幸平） 広域医療担当委員、飯泉嘉門君です。
○徳島県知事（飯泉嘉門） 徳島県知事の飯泉嘉門でございます。広域医療を担当させていただきます。助かる命を助ける、大変身の引き締まる思いをいたしております。府民、

県民の皆様方の安全・安心、しっかり守りますために、皆様方のご支援を賜りまして、この広域医療、広域の救急医療、ドクターヘリの運航であります。しっかりと務めさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

○臨時議長（土師幸平） 広域環境保全担当委員、嘉田由紀子君です。

○滋賀県知事（嘉田由紀子） 滋賀県知事の嘉田でございます。近畿圏、関西圏の水源地として、しっかりと水を送らせていただく最上流県としての役割を果たさせていただきながら、温暖化対策、低炭素社会づくりに向けて、関西全体のまとめをさせていただきたいと思っております。

特に関西地域においては、環境産業、日本の中心でございます。環境保全は決して経済発展、足を引っ張るものではないと、環境保全と経済発展、これはウィ・ウィの関係であるということ改めまして、皆さんのお役に立てる環境保全局を運営させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○臨時議長（土師幸平） 委員・山陰海岸ジオパーク推進担当、平井伸治君です。

○鳥取県知事（平井伸治） 鳥取県知事の平井と申します。「新しき年の始めの初春の今日降る雪のいや重け吉事」、大伴家持が万葉集の最後の歌として詠んだ歌であります。年の始めに雪が降りすぎた、大分困りました鳥取県でありますけれども、今ではもうすっかり解けかけてございまして、カニも食べ頃でございます。明日も休みでございますので、もしよろしければお運びいただきたいと思います。山陰海岸ジオパーク、この度、世界ジオパークネットワークに加盟をいたしました。山田知事の配下の中にはなりますけれども、そうした文化観光の担当もさせていただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

日程第3

議長選挙の件

○臨時議長（土師幸平） 次に、日程第3、議長選挙を行います。

選挙は、広域連合規約第11条第1項により行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（土師幸平） ご異議なしと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（土師幸平） ご異議なしと認め、さよう決めます。

それでは、議長に吉田利幸君を指名いたします。

お諮りいたします。

只今、私から指名いたしました吉田利幸君を議長の当選人と定めることにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（土師幸平） ご異議ないと認めます。

よって、吉田利幸君が議長に当選されました。

只今、議長に当選されました吉田利幸君が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

吉田利幸君からご挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

吉田利幸君。

○吉田利幸議員 皆様のご推挙によりまして議長に選任をいただきました吉田利幸でございます。

関西広域連合議会の初代議長として、その重責に思いをいたすとき、身の引き締まる思いがいたします。

今後は、各府県議会はもとより、域内の2,000万を超える住民の方々の代表である議員の皆様方のご指導とご協力を得まして、関西広域連合の発展と、議会の発展に努めてまいりますと存じます。

議員の皆様、井戸広域連合長をはじめ関係理事者の皆様、報道関係の皆様、どうぞよろしくお祈りを申し上げます。

簡単粗辞ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお祈り申し上げます。（拍手）

○臨時議長（土師幸平） 吉田議長、議長席にお着きを願います。どうもありがとうございました。

日程第4

副議長選挙の件

○議長（吉田利幸） 次に、日程第4、副議長選挙を行います。

選挙は、広域連合規約第11条第1項により行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田利幸） ご異議なしと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田利幸） ご異議なしと認め、さよう決めます。

それでは、副議長に村田正治君を指名いたします。

お諮りいたします。

只今、私から指名いたしました村田正治君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田利幸） ご異議なしと認めます。

よって、村田正治君が副議長に当選されました。

只今、副議長に当選されました村田正治君が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

村田正治君からご挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

村田正治君。

○村田正治議員 只今、関西広域連合議会の副議長に選任をいただきました村田正治でございます。

このうへは吉田議長とともに、関西広域連合の発展と、議会の発展に努めてまいりたいと存じております。

議員の皆様方、また井戸広域連合はじめ関係理事者の皆様方、色々と今後ともお世話になりますけども、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、ご挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

日程第5

議席指定の件

○議長（吉田利幸） 次に、日程第5、議席指定を行います。

議席は、只今、ご着席いただいております仮議席のとおりといたします。

日程第6

会議録署名議員の指名

○議長（吉田利幸） 次に、日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、私から出原逸三君、及び松本よしひろ君を指名いたします。

以上のご両人にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いいたします。

日程第7

会期決定の件

○議長（吉田利幸） 次に、日程第7、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期理事会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田利幸） ご異議なしと認め、さよう決めます。

日程第8

議第1号議案から議第2号議案まで

○議長（吉田利幸） 次に、日程第8、議第1号議案から議第2号議案までの2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

只今、議題となっております議案2件については、提出者の説明、質疑及び討論を省略

し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田利幸） ご異議なしと認め、直ちに採決いたします。

採決の方法は起立によります。

只今、採決に付しております議案2件については、それぞれ原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田利幸） 起立全員であります。

よって、議案2件については、いずれも原案どおり可決されました。

日程第9

第1号議案から第25号議案まで

○議長（吉田利幸） 次に、日程第9、第1号議案から第25号議案までの25件を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

井戸広域連合長。

〔井戸広域連合長登壇〕

○広域連合長（井戸敏三） 本日、議員の皆様のご参集をいただき、関西広域連合の初めての議会として開会されるに当たり、ご挨拶を申し上げます。

この度、関西広域連合長に就任させていただきました兵庫県知事の井戸でございます。初代広域連合長として、その重責に身の引き締まる思いがいたしております。誠心誠意努めてまいります。どうぞよろしくお願いをいたします。

関西広域連合は、関西2府5県議会でのご審議・ご議決をいただき、昨年12月1日に総務大臣の許可を受けて設置されました。議員の皆様には、構成各府県議会でのご審議の過程で活発なご議論をいただき、ご理解をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

関西は古くより日本の中心として歴史文化、豊かな自然、充実した産業基盤等に恵まれた地域として発展してきました。近年、東京を中心とした一極集中の進展により、その強みや特徴が埋没し、首都圏に対する地位も低下してきております。関西広域連合は、こうした流れを断ち切り、関西の復権、創造を目指します。しかも、2府5県により設立した複数府県を構成団体とする全国初の広域連合です。

この設立の基本的な目的は、第1に、関西全体の広域事務を担うことです。関西として本来、取り組むべき広域事務が担われていませんでした。ようやくこれを担う責任主体ができたということでもあります。

第2に、国の事務の移譲を受ける府県を越える受け皿を、府県が主体的に確立したことです。特に国の出先機関の廃止に伴う二重行政の解消を目指します。

第3は、正しくこのような役割を担うことにより、関西が全国に先駆けて地方分権の推進の突破口になり、リードしていくことです。当面の広域事務としては、広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許及び広域職員研修の7つの分野の事務を実施します。将来的にはこれらの事務の拡充や新たな分野の事務に取り組むほか、現在、原則廃止に向けた検討が進められている国の出先機関の事務権

限の移譲を強く求めています。

さらに、関西広域連合は、関西の将来像を明確にし、その実現を戦略的に展開することにより、関西の復権と創造を目指します。そのための基本方向は、国際的な都市間競争に打ち勝つアジアのハブ機能を担う新首都関西、地域のすべての住民が豊かさを実感できる個性や強みを生かし、地域全体が発展する関西です。

6つの将来像を目指します。第1は、世界に開かれた経済拠点をもつ関西、第2は、地球環境への対応、先進的な循環型社会を実現する関西、第3は、国内外にわたる観光交流の関西、第4は、危機に強く、防災、減災のモデルとなる関西、第5は、医療における安全・安心ネットワークが確立された関西、第6は、人や物の交流、アジアのハブ機能を有する関西です。

これらの将来像の実現を目指し、効果的、効率的に各分野の事業を推進するため、構成団体の長を委員とする関西広域連合委員会を設置し、合議により運営します。また、住民等から幅広く意見を聴取し、協議する広域連合協議会により幅広く進めます。

事務局体制としては、簡素で効率的な組織を基本に、本部事務局は最小限の陣容で、各広域事務は各府県が担当する事務局を各府県組織との兼務を基本として設置します。各府県の持ち味を生かし、広域防災は兵庫県、広域観光・文化振興は京都府、特にジオパーク関連は鳥取県、広域産業振興と資格試験・免許等は大阪府、広域医療は徳島県、広域環境保全は滋賀県、広域職員研修は和歌山県がその任に当たり、各府県知事の指導のもと、取り組みを進めます。

まず、広域防災については、東南海・南海地震や近畿圏直下型地震等の発生による大規模広域災害等に備えるため、関西が取るべき対応方針等を定めた関西広域防災計画、広域連合が実施する応援手順を取りまとめた関西広域応援実施要綱を策定します。

広域観光・文化振興については、魅力ある観光圏として、国内だけでなく海外との地域間競争に打ち勝つため、関西観光文化振興計画を策定するとともに、関西各地域の観光資源をつなぐ観光ルートを設定し、誘客を図ります。

広域産業振興については、関西の産業競争力を強化するため、関西の持つ集積や人材等のストックを活用し、関西産業ビジョンを策定するとともに、公設試験研究機関の連携を進めます。

広域医療については、府県域を越えた広域救急医療体制の整備を図るため、広域救急医療計画を策定するとともに、ドクターヘリの効果的、効率的な配置・運航を行うことなどにより、安全・安心の輪を関西全体に広がります。

広域環境保全については、地球温暖化対策と生態系の保全を図るため、広域環境保全計画を策定するとともに、電気自動車の普及促進やカワウ対策など、府県域を越えた鳥獣保護管理の取組に取り組みます。

資格試験・免許等については、現在、各府県がそれぞれ実施している調理師、製菓衛生師及び准看護師の3つの試験を広域連合で一元的に実施し、事務の効率化を図ります。

広域職員研修については、広域的な視点を持つ職員の養成並びに業務執行能力の向上を図るとともに、職員相互の交流や人的ネットワークの形成をいたします。

国の出先機関の廃止の実現に向けて、国に対し事務権限の移譲を迫るため、国出先機関対策委員会を設置しました。12月16日に政府地域主権戦略会議の場で、広域連合が国の出

先機関を丸ごと受けることを提案し、政府においても検討を進めるとの回答がありました。早急に国との協議体制を整え、今後、具体的な工程や条件等について、国と協議を進めていきます。

関西広域連合の取組の成否は、地方分権改革の推進に大きな影響を与えると考えています。構成府県が、各府県が持つ個性や特色を生かした関西の復権、創造に取り組んでいきます。構成府県、志を1つにして、誠心誠意取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましては、ご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、今議会に提出しております26の案件の概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第1号議案から第11号議案までは、今後、関西広域連合を運営していく上で必要な条例を制定しようとするものでございます。

第1号議案は、広域連合議会定例会の回数を2回と定めるものです。第2号議案は、監査委員について、第3号議案は、附属機関の設置について、第4号議案は、情報公開について、第5号議案は、個人情報の保護について、第6号議案は、財政状況及び人事行政の運営等状況の公表について、第7号議案は、議員の報酬及び費用弁償について、第8号議案は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償について、第9号議案は、財産の交換、譲与等について、第10号議案は、議会の議決を要する財産の取得又は処分について、第11号議案は、長期継続契約について、それぞれ必要な事項を定めるものでございます。

次に、第12号議案は、広域連合の公平委員会の事務を京都府人事委員会に委託しようとするものです。

第13号議案から第25号議案までの案件は、いずれも専決処分の案件であります。第13号議案は、昨年12月の広域連合の設立から本年3月までの間の所要経費を計上した平成22年度一般会計予算について、第14号議案から第24号議案までは、いずれも条例の制定についてであります。第14号議案は、条例等の公布について、第15号議案は、広域連合の休日について、第16号議案は、事務局の設置について、第17号議案は、職員定数について、第18号議案は、職員の分限について、第19号議案は、職員の懲戒の手續及び効果について、第20号議案は、職員の職務に専念する義務の特例について、第21号議案は、職員の勤務時間等について、第22号議案は、非常勤職員等の公務災害補償等について、第23号議案は、職員の給与について、第24号議案は、旅費について、また、第25号議案は、指定金融機関にみずほ銀行を指定することについて、いずれも連合議会が成立しておりませんでしたことから、広域連合の事務を執行するために急施を要しましたので、やむを得ず専決処分をいたしましたので、今回、これらを報告し、議会の承認を得ようとするものでございます。

最後に、次の議案でございます第26号議案についても、併せて説明をさせていただきます。

第26号議案は、関西広域連合監査委員に吉田清一氏及び澤田眞史氏を任命することについて、それぞれ同意を求めようとするものでございます。

以上が議案の概要です。適切な議決がいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

私からの挨拶と説明、以上とさせていただきます。

○議長（吉田利幸） これより質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑を終結いたします。

次に討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案25件について採決に入ります。

採決の方法は、起立によります。

まず、第13号から第25号までの議案13件について、一括採決いたします。

只今、採決に付しております議案13件については、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田利幸） 起立全員であります。

よって、議案13件については承認されました。

次に、第1号から第12号までの議案12件について、一括採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田利幸） 起立全員であります。

よって、議案12件については、原案どおり可決されました。

日程第10

第26号議案（監査委員の選任）

○議長（吉田利幸） 次に、日程第10、第26号議案、監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

議案を朗読させます。

事務局職員。

—————（事務局職員 朗読）—————

○議長（吉田利幸） お諮りいたします。

只今、議題となっております第26号議案については、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田利幸） ご異議なしと認め、直ちに採決いたします。

採決の方法は、起立によります。

本件は議案としては1件ですが、その内容は2個でありますので、選任同意についてはお一人ずつ2回に分けて採決いたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、関係議員は除斥することになっておりますので、吉田清一君の退場を求めます。

〔吉田清一議員退場〕

○議長（吉田利幸） それでは、吉田清一君の監査委員選任に同意することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田利幸） 起立全員であります。

よって、吉田清一君の監査委員選任に同意することに決しました。

〔吉田清一議員入場〕

○議長（吉田利幸） 次に、澤田眞史君の監査委員選任に同意することについて、賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田利幸） 起立全員であります。

よって、澤田眞史君の監査委員選任に同意することに決しました。

日程第11

選挙管理委員及び補充委員の選挙の件

○議長（吉田利幸） 次に、日程第11、選挙管理委員及び補充委員の選挙を行います。
お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田利幸） ご異議なしと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田利幸） ご異議なしと認め、さよう決します。

なお、指名は委員及び補充員の2回に分けて行います。

それでは、まず、委員に、伊藤正明君、稲田喜代司君、小杉武志君、坊野善宏君、以上の4人を指名いたします。

お諮りいたします。

只今、議長において指名いたしました4人を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田利幸） ご異議なしと認めます。

よって、只今、指名いたしました4人が選挙管理委員に当選されました。

次に、補充委員に正田政郎君、伊藤幸枝君、河部哲幸君、以上の3人を指名いたします。
お諮りいたします。

只今、議長において指名いたしました3人を選挙管理委員補充委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田利幸） ご異議なしと認めます。

よって、只今、指名いたしました3人が選挙管理委員補充委員に当選されました。

お諮りいたします。

補充委員の補充の順序は、只今の指名の順序とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田利幸） ご異議なしと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

竹内資浩君ほか1名の諸君から、「公平で利用しやすい高速道路料金体系の実現を求め

る意見書案」が提出されましたので、この場合、緊急事件と認定し、日程を追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田利幸） ご異議なしと認め、直ちに議題といたします。

案文はお手元に配布のとおりであります。

意見書案について竹内資浩君から提案理由の説明を求めます。

竹内資浩君。

〔竹内資浩議員登壇〕

○竹内資浩議員 只今は追加提案の議案を皆さん方、ご了解いただきまして、誠にありがとうございます。心から感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

私は、徳島県議会の関西広域連合に関する調査特別委員会の委員長といたしまして、地方初の分権改革である関西広域連合の創設の論議に関わってまいりました。こうしたことから、これまでの府県の枠にとらわれず、一致団結して首都圏の一極集中に対抗し、活力と勢いのある関西を作り上げようという、この記念すべき初議会の議場におきまして発言をさせていただきますことは、感激ひとしおのものがございます。

今回の議会は、連合議会の最初の取組であります組織議会であり、議会の構成等を決める重要な会議であります。この新たな取組の第一歩に、私からは関西の今後の飛躍と発展に欠くことのできない喫緊の課題の1つであります、「公平で利用しやすい高速道路料金体系の実現を求める意見書」について、提案をさせていただきたいと存じます。

この問題に関し、去る12月24日に国土交通省は、高速道路の料金割引に関する基本方針を公表いたしております。この基本方針によれば、「本州四国連絡高速道路に関しては、地方出資をお願いしつつ、地方の求める全国一律制度を視野に入れ、社会資本の有効活用と地域活性化の観点から、一定の配慮が必要であり、今後、地方と調整する。」とし、調整会議を設置し、昨日、第1回の会議が開かれたところでございます。

また、「阪神高速道路に関しては、料金圏のない対距離制の導入を前提とし、地方の意見を踏まえた対応を行う。」といたしているところであります。

府県をまたがる広域行政を所管する関西広域連合議会といたしましても、この問題に関する基本的な姿勢を明確にし、地方の声をしっかりと国に伝えていかなければならないと考えた次第でございます。

そこで、この問題に関する経緯につきまして、若干、触れさせていただきます。

昨年の4月9日に高速道路の新料金制度が国土交通省から発表されましたが、これが最初ではなかったかと存じます。私が居住いたします徳島県におきましては、「淡路島や四国から本州に行く場合、通常の高速度道路料金に加えて、橋の通行料金が別に必要となる。本州から九州に行く場合は一律なのに、おかしいのではないか。」という素朴な疑問が県民からわき起こりました。

私どもは、別料金の徴収は関西圏の人・物の移動に対する大きな支障となり、公平な移動の権利を阻害し、架橋効果そのものが失われかねないものであるとして、私が所属いたします徳島県議会におきましては、県政史上初めてでございますが、超党派の議員により、統一料金制度の導入と総合的な交通体系の構築を見据えた競合公共交通機関への支援を趣

旨とする要望を行うほか、大阪府議会、兵庫県議会に四国各県議会を加えた関係府県議会による要望をいたしてきたところでもあります。

さらに、阪神高速道路など、関西全域の課題を加え、近畿2府8県議会議長会による要望と、まさに関西全域の問題として要望の輪が広げられてきたところでございます。

関西広域連合の発足におきましては、関西が一層発展していくためには、広域連合区域内の地域間格差の是正が不可欠であり、地域振興や利用者の視点から適切なものとする必要があるとし、井戸広域連合長名により、いち早く12月9日に、この趣旨の要望がなされたことは、皆様ご案内のとおりでございます。2月早々とされているタイムリミットも近づき、本日の本会議での議決がどうしても必要と考えた次第であります。

ここで、意見書の骨子を申し上げますと、高速道路料金についてをまず取り上げております。これはNEXCO(ネクスコ)、阪神高速など、運営主体間で料金体系が異なることによる二重払い等の利用者負担の解消など、利用しやすい料金設定とともに、短距離利用に配慮し、渋滞対策や環境改善など、地域課題に対応した政策的な割引制度の継続、拡充をそれぞれ求めているところであります。

第2点といたしまして、本州四国連絡高速道路についてを取り上げております。ここでは、この問題の根本的な部分である全国一律の料金制度の導入をまず求めております。繰り返しになりますが、高速道路の連続使用時の別料金の徴収は、関西圏の人・物の移動に対する大きな支障となり、公平な移動の権利を阻害し、架橋効果そのものが失われかねないものであります。

次に、関西圏の高速ネットワークはいかにあるべきか、どのように活用していくのか、内航フェリーを初め住民の足であるJRや路線バスなど、公共輸送機関の維持・確保をどうするのかなど、総合的な公共交通体系の構築を見据え、新料金の体系の実施に伴う競合する他の公共交通機関への支援を求めているところであります。

以上、広域連合区域内の地域間格差を是正し、関西の一層の発展を目指すため、新料金制度について申し述べた事項に留意し、地方と十分協議の上、理解を得るよう強く要請するものであります。どうか議員各位のご賛同を賜りますよう、切にお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田利幸) お諮りいたします。

只今、議題となっております意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田利幸) ご異議なしと認め、直ちに採決いたします。

採決の方法は、起立によります。

「公平で利用しやすい高速道路料金体系の実現を求める意見書案」を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(吉田利幸) 起立全員であります。

よって、本意見書案は、原案どおり可決されました。

只今、議決されました意見書の字句及び取扱いについては、議長にご一任願います。

○議長（吉田利幸）　以上で、今期臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成23年1月関西広域連合議会臨時会を閉会いたします。

どうも皆様、ご苦勞様ございました。

午後3時44分散会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年2月

議 長 吉 田 利 幸

会議録署名議員 出 原 逸 三

同 松 本 よしひろ